

処分対象職員、処分及び非違行為の内容

令和4年8月26日

職員の懲戒処分をしましたので、下記のとおり公表します。

信用失墜行為

処分年月日:令和4年8月17日

所属課及び職階	性別	年齢	処分	非違行為の内容
市民生活部 主査	女	40歳代	停職 3月	<p>被処分者は、勤務時間中に業務の用以外の内容のチャットやメールの送受信を繰り返していた上、そのやり取りの中で、以下のとおり、住民基本台帳システムを業務の用以外で使用して調べた市民の情報を他部署職員に送信して漏えいした。</p> <p>平成30年9月27日には、他部署職員からの問い合わせに対し、元職員の元夫の住所、父親の情報等を調べ、他部署職員の業務用メールアドレス宛の電子メールに記載して回答することで情報を漏えいした。</p> <p>平成31年1月11日には、他部署職員からの問い合わせに対し、市民の生年月日、名前、出生届出日等を調べ、他部署職員の業務用メールアドレス宛の電子メールに記載して回答することで情報を漏えいした。</p> <p>令和2年2月4日には、市民の家庭の続柄等について調べ、他部署職員の業務用メールアドレス宛の電子メールに記載して送信することで情報を漏えいした。</p> <p>令和2年4月24日には、他部署職員からの問い合わせに対し、市民の住所、転入前の住所、生年月日等を調べ、他部署職員とのチャットに記載して回答することで情報を漏えいした。</p> <p>令和2年6月25日には、他部署職員からの問い合わせに対し、市民の現住所、転居歴等を調べ、他部署職員とのチャットに記載して回答することで情報を漏えいした。</p> <p>令和3年2月5日には、他部署職員からの問い合わせに対し、市民の転入前の住所を調べ、他部署職員とのチャットに記載して回答することで情報を漏えいした。</p> <p>令和3年3月22日には、他部署職員からの問い合わせに対し、市民の現住所の市内の町名を調べ、他部署職員とのチャットに記載して回答することで情報を漏えいした。</p> <p>また、令和元年9月9日には、同僚の職員に発行された診断書の写しを無断でスキャンしデータを保存した上で、他部署職員の業務用メールアドレス宛の電子メールに添付して送信することで、個</p>

			<p>人の秘密に属する事項を漏えいした。</p> <p>これらの行為は、全体の奉仕者として法を守り、市民の模範となるべき市職員にあるまじき行為であり、市民の信頼を裏切り、市の信用を著しく傷つけた。</p> <p>これは、地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)、及び地方公務員法第34条(秘密を守る義務)、並びに地方公務員法第35条(職務に専念する義務)に違反するものである。</p> <p>以上により、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号により懲戒処分したものである。</p>
--	--	--	---

参考(関係職員)

所属課及び職階	処 分	非違行為の内容
<p>処分対象職員の上司(7名)</p> <p>※5月26日付けで懲戒免職となった元職員2名の上司含む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務企画部 部長(当時、総務企画部 課長)</li> <li>・保健福祉部 部長(当時、行政委員事務局 課長級)</li> <li>・釜石市議会事務局 部長級(当時、行政委員事務局 課長級)</li> <li>・行政委員事務局 課長級</li> <li>・建設部 課長</li> <li>・建設部 課長(当時、市民生活部 課長)</li> <li>・市民生活部 主査(当時、建設部 課長)</li> </ul>	<p>文書による 嚴重注意</p>	<p>部下職員の指導、管理監督を怠った。</p>